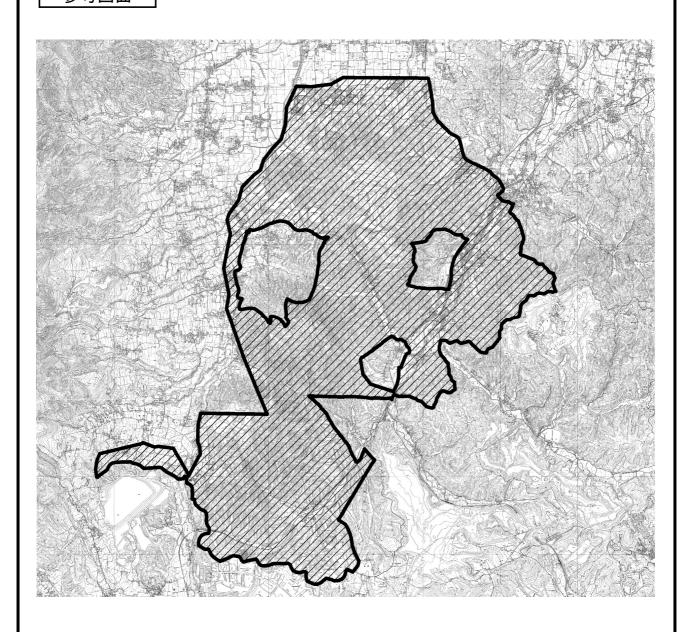
特定猟具使用禁止区域(銃)の指定概要

番号	ĭ	名称	御所南東部特定猟具使用禁止区域(銃)	面積	1,527 ha
指定期間		令和5年11月 1日 から 令和15年10月31日まで			
指定区域		一般国道三〇九号と一般国道二四号との交点を起点として、大和平野特定猟具使用禁止区域(銃)の境界に沿って南進し、金剛葛城鳥獣保護区との交点に至り、その境界を西進、南進し、御所市と五條市との境界に至り、その境界を東進し、重阪牧場特定猟具禁止区域(銃)との交点に至り、その境界に沿って北進し、御所市と大淀町との境界に至り、その境界に沿って北西進し、新田特定猟具使用禁止区域(銃)との交点に至り、その境界に沿って進み、御所市と大淀町との境界に至り、その境界を北東進し、御所市と高取町との境界に至り、その境界を北西進し、富田、戸毛特定猟具使用禁止区域(銃)との境界に至り、その境界を北西進し、大和平野特定猟具使用禁止区域(銃)との交点に至り、その境界を西進し、起点に至る一円の区域より、御所特定猟具使用禁止区域(銃)及び水泥特定猟具使用禁止区域(銃)及び粟阪、鳥井戸、小殿特定猟具使用禁止区域(銃)を除いた斜線で示す部分に該当する区域			

参考図面



御所南東部特定猟具使用禁止区域(銃)